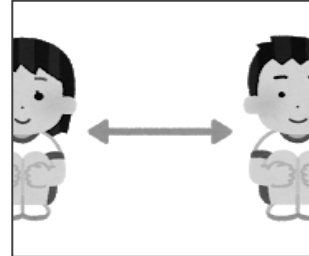


1 体育授業における感染拡大防止対策

(※次ページ記載の各通知等に基づき、感染拡大防止策を設定しています。)

(1) 児童の活動の行い方等に関すること

- ① 児童の健康状態等を十分に把握し、最初から激しい運動を行ったり、長時間運動を行ったりすることがないように気をつけましょう。



- ② 児童同士は2 m以上の距離を保って活動しましょう。

- ③ 新型コロナウイルス感染症における感染拡大防止の観点からその対策等が十分に取られている活動においては、活動中におけるマスク着用は不要です。

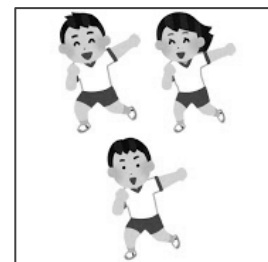


- ④ 天候や気温等を考慮し、熱中症等にも気を付けて活動しましょう。

- ⑤ 児童が密集したりする活動については、人数を絞ったり、短時間で行ったりして、リスクが少なくなるような、密にならない状況を段階的に設定しましょう。



- ⑥ 児童が近距離で組み合ったりする活動については、直接近距離で対面しない状況（背中合わせ等）をつくったり、呼吸が荒くならない活動を取り入れたり、児童には必要以上に言葉を発さない指導を行いましょう。また、児童の呼吸が荒くなってきたら、もとに戻るまで待つなどの対応をしましょう。

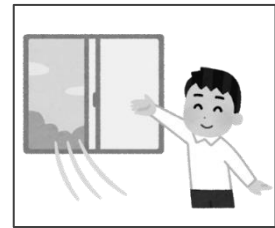


- ⑦ 活動の前後には、児童、教師ともに必ず手洗い・うがいを徹底しましょう。

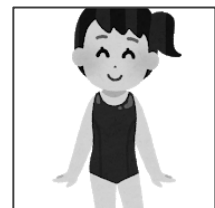
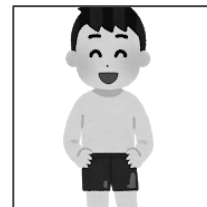
- ⑧ 水遊び、水泳活動の授業に関しては、「今年度における水泳授業の取扱いについて」の通知（※次ページ通知）を参照し、安全な指導をお願いします。

(2) 活動する場所に関すること

- ① 可能な限り屋外で行いましょう。体育館等で活動する場合には、ドアを広く開けたりして換気を十分に行い、ドアなどの児童がよく手を触れる場所の消毒等を1日1回程度行いましょう。



- ② 更衣室などの利用については、可能な限り短時間の利用を心がけ、児童が一斉に利用しないなどに留意し、共用物を避けるようにしましょう。



(3) 使用する教材・教具，施設等に関すること

- ① 用具等を使用する時に、可能であれば個人の教材教具を使用し、児童同士の貸し借りは行わないようにしましょう。
- ② 器具や用具等を共用で使用する場合には、使用前後に必ず手洗いを行いましょう。
- ③ 児童個人のタオルや水筒など、児童同士で共有しないようにしましょう。



※参考となる国及び県発出の通知等

- 令和2年5月22日付教体第238号「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」
- 令和2年5月25日付け教体第244号「今年度における水泳授業の取扱いについて」
- 令和2年8月18日付け教政第574号「市町村立学校における新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインについて」
- 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020. 8.6 Ver.3）